

後退道路用地に関する協議書提出について

柳川市では、「農地転用及び建築行為等に係る後退道路用地に関する要綱」を設け、平成19年4月1日より、後退道路用地の整備を進めることになりました。農地転用手続きや建築確認申請をされる時は、申請の前に「後退道路用地に関する協議書」を提出して協議していただきます。

■対象の道路（市道・里道）

- ・建築基準法第42条2項道路
- ・前面道路が43条許可通路のみの場合は、43条許可通路

■協議の時期

農地転用手続きや建築確認申請の前に「後退道路用地に関する協議書」を提出していただきます。

■提出書類

| (寄付・自己管理) 共通 | | |
|----------------|------------|-----------------------|
| ・後退道路用地に関する協議書 | ・付近見取図 | ・現況写真（2枚程度） |
| ・字図（法務局） | ・配置図 | ・土地登記事項証明書（全部事項記載証明書） |
| 【寄付の場合】 | | 【自己管理の場合】 |
| ・寄付申込書 | ・印鑑証明書（原本） | ・誓約書 |
| ・登記承諾書 | | |

※寄付の場合は、字図及び土地登記事項記載証明書は原本の提出をお願いします。（1部のみ）

※道路幅員が全面3.9m以上の場合は自己管理での協議をお願いします。

■提出部数 **2部**（1部は申請者控えとして受付後返却しますので、コピーでも結構です。）

■後退道路用地の取扱い

| 区分 | 所有権 | 維持管理 | 工作物の移転 | その他 |
|------|---------|--------|--------|-----------|
| 寄付 | 市に移転します | 市が行います | 自己負担 | 市が境界杭を設置 |
| 自己管理 | 私有のまま | 所有者が行う | 自己負担 | 個人で境界杭を設置 |

※寄附していただく場合は、後退道路用地の測量・分筆・所有権移転登記は、市が行います。

（それ以外の登記費用などは個人負担となります。例・・・売買に係る登記、相続登記、等）

※寄附・自己管理に関わらず、工作物等（水道メーター、止水栓含む）の撤去・移設については、個人負担となります。

※寄付の場合、抵当権の設定又は設定の可能性がある場合は、所有者様より金融機関等の設定者に抵当権の一部抹消について説明をお願いします。

■要綱のフロー

- 1.後退道路用地に関する協議書の提出
- ↓
- 2.建築確認申請手続き・農地転用手続き
- ↓
- 3.官民境界明示協議手続き
- ↓
- 4.所有権移転登記（自己管理の場合は、ありません）

柳川市 都市計画課 建築係（柳川庁舎2F）

0944-73-8111（代表）

0944-77-8544（直通）